

令和6年第7回
教育委員会臨時会
会議録

令和6年10月21日

学校教育部 教育総務課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年第7回教育委員会臨時会	
開催日時	令和6年10月21日（月） 開会時刻午前10時00分 閉会時刻午前10時26分	
開催場所	朝霞市役所 第1委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙の通り	
議題	別紙の通り	
会議資料	別紙の通り	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	一部非公開	

令和6年第7回

教育委員会臨時会

令和6年10月21日(月)

午前10時00分から

午前10時26分まで

朝霞市役所第1委員会室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教 育 長 の 報 告
- 4 市長からの意見聴取
- 5 そ の 他
- 6 閉 会 宣 言

出席者

教育委員会教育長

二見隆久

教育委員会教育長職務代理者

平木倫子

教育委員会委員

高橋松久

教育委員会委員

森島史枝

教育委員会委員

上野正道

欠席者なし

説明のための出席者

学校教育部長

小島孝之

学校教育部次長兼教育総務課長

関口豊樹

学校教育部参事兼教育管理課長

小石川知治

教育指導課長

横瀬修克

事務局

教育総務課主幹兼課長補佐

多度津みどり

教育総務課教育総務係長

佐藤卓

教育総務課主事補

小野涼太

(会議議題)

◎教育長報告事項

① 調停成立について

◎市長からの意見聴取

議案第65号 和解することについて

議案第66号 令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから令和6年第7回朝霞市教育委員会臨時会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、森島委員にお願いしたいと存じます。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が1件、市長からの意見聴取が2件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。議案第65号、及び第66号の「市長からの意見聴取」につきましては、市議会提出前の検討中の内容であることから、朝霞市情報公開条例第7条第1項第4号に規定する非公開情報に該当いたします。非公開情報につきましては、市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針第8条第1項により、会議を非公開とすることができることになっております。従いまして、議案第65号、及び、第66号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案します。

また、当該議案につきましては、市長から市議会に議案が提出され、公開できる時期になりましたら、資料及び会議録を公開することとしてよろしいか、併せて伺います。

なお、会議を非公開にするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。これより、採決いたします。

議案第65号、及び第66号につきまして、議事を非公開とすること、また、当該議案につきましては、資料及び会議録を所定の時期に公開することに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。

よって、議案第55号から第60号につきましては、議事の最後に非公開で行うこととし、また、当該議案につきましては、資料及び会議録を所定の時期に公開することに決めます。

◎3 教育長の報告 調停成立について

○二見教育長

それでは、教育長の報告に入ります。
教育長報告事項1点目をお願いします。
教育指導課長。

○説明員・横瀬教育指導課長

教育長報告事項1点目、調停成立について、教育指導課よりご報告申し上げます。
令和6年8月6日の教育委員会臨時会においてご報告いたしました、令和2年、市内中学校で発生したいじめについて、令和6年10月4日（金）さいたま市簡易裁判所に私、教育指導課長と担任指導主事が出廷し、調停が成立いたしましたので、ご報告いたします。
なお、いじめ重大事態調査報告書の公開につきまして、調停委員をとおして、申立人の意向を確認したところ、お望みではございませんでしたので、市のホームページ等に公開しないことといたしましたので、併せて申し添えます。
以上でございます。

○二見教育長

ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。
質問がありませんので、これで教育長報告を終わります。

◎5 その他

○二見教育長

次に、その他として事務局又は委員の皆様から何かございますか。
それでは、その他を終了いたします。この際、暫時休憩といたします。
これからの会議を非公開といたします。関係説明員以外の方の退席を求めます。

暫時休憩

◎4 市長からの意見聴取 議案第65号 和解することについて

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、「議案第65号 和解することについて」を議題とします。提案理由の説明をお願いいたします。学校教育部長。

○説明員・小島学校教育部長

議案第65号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は地方教育行政の組織および運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

本議案は朝霞第十小学校大規模改修工事に係る太陽光パネル等の一部撤去について事業者と和解するものでございます。

内容につきましては、朝霞第十小学校の校舎屋上において実施中の市有施設（屋根等）における太陽光発電事業について、大規模改修工事の際に支障となる太陽光パネル等の一時撤去に係る経費の一部、金員318万2,762円を事業者へ支払いをするものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

こちらの和解についてなのですが、保証金を市が全て負担するということについてご説明いただきたいということと、この補償金の318万2,762円という金額の算出根拠についてお聞きしたいと思います。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

まず事の発端でございますが、朝霞第十小学校の大規模改修工事につきましては、令和5年度に設計業務を開始し、同時に今後、事業が進む目途が立ったため、行政財産の使用許可を得て太陽光発電を行っている業者に対し、工事の説明を行い、一時撤去の依頼を行いました。

しかしながら、先方からは差額の費用がかかるため費用の一部負担を求めるものがございました。

協定上は基本的には費用負担をしない旨の交渉を再三に渡り申し上げてきましたが、先方の同意を得ることができず、令和6年3月12日に相手業者の代理人より賠償の金額等について協議を依頼する旨の内容証明郵便が届き、市の教育委員会としましては、弁護士相談を行いながら対応していくこととし、その結果費用の一部を負担することとなった次第でございます。

費用の内訳につきましては、先方から提示がありました、太陽光発電の撤去再設置にあたる金額については、総額で993万1,724円である旨の見積書が提出されました。

この見積りににつきましては、地元行政など等に確認を行ったところ、過剰な見積もりではないということが判断できましたので、この費用を市でどれだけ負担するかを、弁護士を含め相談してきた次第でございます。

このうち、今回負担することになった318万2,762円につきましては、パネルの解体工事、また撤去に伴う電気工事、先方の業者が岡山にございますので、岡山までのレッカー費、パネ

ルの運送費などを含めたものでございます。考え方としましては、今回の工事に伴う費用として、パネルの撤去、保管場所までの輸送を負担することとしました。パネルの保管は自社の財産の管理のため、また最終仕様については今後企業の事業再開に伴い必要なものと考え、これらの費用は、今後企業の活動によって回収されていくものと考えております。

この金額の考え方につきましては弁護士とも協議し、了解を得ている次第でございます。

以上でございます。

○二見教育長

他にございますか。

高橋委員。

○高橋委員

この契約の時に、改修などは見込みがついていたと思うのですが、その時点で小学校の改修というのは見込みがある程度ついていたものと思いたいのですが、その時に条文として、このときの撤去等に伴う一部なのか全体なのかというものは別にして、そういった条文は契約書の中に作っていなかったのですか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

まずこの太陽光パネルの契約につきましては、平成27年12月18日から開始しているものでございます。

この協定書の中にですね、私有施設における太陽光発電事業協定書というものがございまして、その第11条第5項に、経年劣化等により屋根等の防水工事を行う場合は当該工事に支障がある場合、乙の負担により、こちら先方でございます、発電設備の一部撤去、保管および再設置を行うものとする。

なお、当該工事の施行により、乙が売電をすることができないこと等により、乙が被る損害および発電量の補償は甲は行わないものとする。ということでございまして、当初、屋根等の防水工事につきましては、想定されてございました。その費用については先方が負担することになっている旨の協定でございます。

ただ先方からしますと、このような数年、約2年に渡る大規模工事については想定されていないと主張されておりまして、弁護士を入れた相談の結果、そのような長期間にわたる工事については、当初から想定はしていなかったという考えでございます。

またこの協定により、もし裁判になれば勝てるであろうということでもございましたが、裁判になりますと長期にわたって改修工事に支障がでてきてしまうということで、基本的には賠償に応じる旨の決定をした次第でございます。

以上です。

○二見教育長

高橋委員。

○高橋委員

2年に渡るといのが、屋根の防水工事で2年、躯体自体が20年ですか、20年で2年に渡るとい、建物としてもかなり長い期間だとは思いますが、まずその理由が一つと、この妥協する案については、裁判だと時間がかかってしまうので、改修自体がかなり遅れてしまうと考えると、仕方がないことなのかなとは思いますが、先方の要望で300万円という認識で、よろしいですか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

工事がおよそ2年間の長期にわたる理由としましては、一つは想定されていなかったアスベストが発見されておりまして、それに伴って工期が長期になっていること。

もう一つ工事については、夏休み期間中に集中して行いたいということを考えておりまして、現在の仕様については、夏休み前に足場を設置し、夏休み中に一旦、一年度の工事を行います。その後、夏休み終了までに一度足場を取り払ってですね、翌年度の夏休みにもう一度足場を作って工事を行う。そういった工期を想定しておりまして、その結果二年間とやや長期に渡る工期になっているということでございます。

また、賠償の考え方でございますが、弁護士さんとの打ち合わせで一番大きかったのは、今回協定によって費用を負担しない旨決められているので裁判は勝てるが、長期間かかるということがございました。

ただ、もう一つ憲法上の憲法29条の財産権の問題があり私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。という条文があるということをご教示いただきまして、今回裁判で勝ったとしても、この憲法上の私有財産を侵したという賠償権はなくなるというお話をいただいております。

そうしたことを考えると、今後のことを考えれば、ここでしっかりと和解を行って、一部でもお金を支払うことによって問題を解決した方が妥当なのではないかという弁護士さんからのご指摘もあり、今回賠償金をお支払いするものでございます。

○二見教育長

高橋委員。

○高橋委員

屋根を貸してると思いますが、契約上は金額的には市はいくらで貸しているのでしょうか。それとも屋根だけ無償で貸してるとい形なののでしょうか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

相手業者に対する屋根貸しについては、基本的には環境推進課の方で協定を結んでいるのですが、教育委員会としては、行政財産の使用許可という形で許可を出しております。その結果金額につきましては年間17万5,000円ほどの金額をいただいている状況でございます。

○二見教育長

他にごございますか。

森島委員。

○森島委員

この屋根貸し事業を他の学校でも行っているということはあるのでしょうか。

○二見教育長

学校教育部長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

屋根貸しについては、他の小中学校で行っている事例はございません。その他に市内で屋根貸しによる太陽光発電を行っている場所としましては、産業文化センターと総合福祉センターがございます。

○森島委員

今回市が負担しなくてはならないような状況になってますが、同じような状況を今後起こさないように対策していただければと思います。

○二見教育長

他にご質問ございますか

よろしいですか。質疑がなければ、質疑を終結します。

これより採決いたします。「議案第65号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第65号については、同意することといたします。

◎4 市長からの意見聴取 議案第66号 令和6年度朝霞市一般会計補正予算(第7号)について

○二見教育長

次に、「議案第66号 令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・小島学校教育部長

議案第66号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

今回の補正予算について、まず、歳入でございますが、国庫支出金は、学校施設環境改善交付金を1,313万3,000円減額しております。

次に、歳出でございますが、教育費は、新たに第十小学校大規模改修工事に伴う補償料を計上するほか、校舎改修工事などを減額することにより、4,895万7,000円減額しております。

次に、継続費補正は、第十小学校施設改修事業につきまして、事業期間を令和6年度から令和8年度までの3ヶ年に変更するとともに、年割額を変更するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いいたします。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者。

継続費補正でございますが、当初令和7年度までということが、令和8年度までということで補正されておりますが、先ほどご説明もいただいたのですが、アスベスト以外で理由はございますでしょうか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

大きな理由としましては、先ほど申し上げましたように、夏休み中に工事を集中させたいということがございます。

今年度こうした交渉に時間を要したことから、夏休みの期間を過ぎていきますので、7年度と8年度の夏休みに集中的に工事を行いたいと考えておりまして、結果令和8年度までに工期を延長させていただきたいということでございます。

○二見教育長

他にございますか。

上野委員。

○上野委員

今回補正で国庫補助金が減額ということで、減額補正されておりますけれども、継続費の全体の金額としては変わっていないですね。2年から3年延びてますけれども、財源的には国庫補助が減ったことによって、何か一般財源でいくのか、それとも何か特別に市債を起こすのか、まずそういった点をお聞きしたいと思います。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

今回工期を3年に延ばすご提案をさせていただいている中で、今年度の工期については既に短くなってしまふということもございまして、その結果補助金の方が減額されております。

また3ヶ年の工期全体に対する工事は変わらずとなっております。

現在のところ県と交渉を行っておりまして、2年度3年度の補助金については、上限1億円として3,300万円までは申請することが可能だということを伺っておりますので、3ヶ年延ばすことによって、満額採択されればですが、結果補助金については3,300万円ほど増える予定だというふうに考えてございます。

○二見教育長

上野委員。

○上野委員

今回継続費の補正で2ヶ年から3ヶ年になってますけれども、出来高的に年割ですね、実際どういった割合なのかを教えてください。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

今年度の補助金が2,000万円ですので、その2,000万円の上限を得られるように、年割を補正して、前払い金を3月までの間にお支払いする予定であるというところです。

年割につきましては、令和6年度が1億400万円、令和7年度も同様に、令和8年度については3億1,200万円という年割になってございます。

○二見教育長

上野委員。

○上野委員

そうしますと、出来高的には工期等を考えますと、最終年度に3億円の支払いが出ますけど、そういう割合的にも問題はないということによろしいでしょうか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

今のところ3年度目に集中して工事が入ることが予想されますので、お金が集中するだろうという想定のもとで年割を計算してございます。

○二見教育長

他にございますか。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

予算のことからは外れるのですが、子どもたちの安全ということを考えて、夏休み期間中ということにされていると思うのですが、工期が長くなり、子どもたちの学校生活への影響はどのようになりますか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

こちらにつきましては、第十小学校等と連絡を取り合っております。工事情報を報告しながら夏休み期間中の部活動など学校行事等に影響を及ぼさないように調整をしているところでございます。

2年から3年に変わってしまうことで、第十小学校にはご迷惑をおかけしますが情報を入れてございますので、運用については協議を行いながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○二見教育長

他にございますか。

高橋委員。

○高橋委員

アスベストがあるので、子どもがいる時間にできないというのわかるのですが、足場の解体費用もかなりかかると思うので、まとめて行った場合には何ヶ月ぐらいの工期になるのでしょうか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

他の大規模改修を考えると、通年でやった場合1年強ぐらいの期間で工事は終わってございますので、それぐらいのスパンで終わることは可能だというふうに考えてございます。

○二見教育長

他にご質問ございますか。

質疑がなければ、質疑を終結いたします。これより採決いたします。

「議案第66号」に同意することについて賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第66号については、同意することといたします。

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和6年第7回朝霞市教育委員会臨時会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。

以上、会議の概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

朝霞市教育委員会教育長 _____

朝霞市教育委員会委員 _____

朝霞市教育委員会書記長 _____